

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 2 号
令和 7 年 3 月 3 日

昭和 6 0 年広島市佐伯区選挙管理委員会告示第 9 号による佐伯区の投票区の設置の告示中表の一部を、次のとおり変更しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

変更前		変更後	
投票区	区域	投票区	区域
第二十三 投票区	美鈴が丘東一丁目、 美鈴が丘東二丁目、 美鈴が丘東三丁目、 美鈴が丘東四丁目、 美鈴が丘東五丁目、 美鈴が丘南一丁目、 美鈴が丘南二丁目、 美鈴が丘南三丁目、 美鈴が丘南四丁目	第二十三 投票区	美鈴が丘東一丁目、 美鈴が丘東二丁目、 美鈴が丘東三丁目、 美鈴が丘東四丁目、 美鈴が丘東五丁目
		第三十二 投票区	美鈴が丘南一丁目、 美鈴が丘南二丁目、 美鈴が丘南三丁目、 美鈴が丘南四丁目